

平成 18 年度第 2 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 18 年 10 月 17 日（火）に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1. 日 時 平成 18 年 10 月 17 日（火） 13:30～14:40
2. 場 所 パレス神戸（神戸市中央区）
3. 議事要旨

○第 1 号議案：阪神間都市計画一団地の住宅施設の変更（武庫川一団地の住宅施設の変更）

【議案の説明】

武庫川一団地の住宅施設は、阪神電鉄武庫川駅から南へ約 2 km、阪神電鉄武庫川線 武庫川団地前駅の南側にあり、昭和 51 年に都市計画決定され、当時の日本住宅公団（現在の都市再生機構）が開発した施設であるが、その後、自家用自動車保有率の急激な伸び及び少子化などの社会変化により計画の見直しが必要となった。

今回、小学校などの計画用地を活用して駐車場の必要台数と利便性の確保を行うとともに、歩行者空間や広場・緑地空間などを再整備し施設全体の居住環境向上を図るため、都市計画変更を行うものである。

【概 要】

- ①位 置：西宮市高須町 1 丁目、高須町 2 丁目、上田西町
- ②面 積：約 55.1ha
- ③計画戸数：約 7,300 戸
- ④変更内容：配置の方針の変更
小学校、幼稚園、保育所の箇所数減（小学校 3、幼稚園 2、保育所 3）
住棟間等緑地の増（約 4.5ha）
建ぺい率の変更（30%）

【主な意見等】

委員から、団地内の保育所及び幼稚園の児童数について質問があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

○第 2 号議案：東播都市計画道路の変更（3.5.152 号二見尾上線の変更）

【議案の説明】

二見尾上線は、別府町西脇を起点とし、尾上町養田に至る延長約 3,900m の幹線街路である。当路線は、加古川市南部地域を東西に連絡する浜幹線を補完する道路であり、終点で尾上線と接続している。

一方、尾上線は、浜幹線を起点とし二見尾上線と交差し加古川別府港線に至る幹線街路である。

このたび、尾上線のうち、二見尾上線から加古川別府港線の区間について路線の必要性を検討した結果、国鉄高砂線が廃止されたことや民間開発により整備された住宅地内の道路網により当区間に求められていた機能が確保されていることなどから、当区間を廃止することとなっ

た。

これに伴い、二見尾上線について、尾上線との交差点において一部区域を廃止する。

[概要]

3.5.152号二見尾上線 幅員12m(2車線) 延長 約3,900m (一部区域の変更)

【採決の結果】

原案どおり可決

○第3号議案：中播都市計画道路の変更(3.5.80号太市線の変更)

【議案の説明】

太市線は、姫路市の西側に位置し、臨海部の大津区吉美を起点として、姫路市の西部と太子町を連絡する延長約9,280mの南北方向の幹線街路で、昭和32年に都市計画決定されている。

このうち、起点から海岸線までの約940mの区間については、臨海部の土地利用の促進及び交通処理を目的として計画されていたが、その後東側に並行して臨港道路網干吉美線が整備され、現在では、産業立地も進み、関連交通は処理されている。

このような状況を踏まえ、当該区間の必要性を検証した結果、この区間に求められていた機能は周辺道路により確保されていることから、この区間を廃止することとし、起点を海岸線との交差点に変更する。

[概要]

3.5.80号太市線 幅員12m(2車線) 延長 約8,340m (起点の変更)

【採決の結果】

原案どおり可決

○第4号議案：洲本都市計画道路の変更(3.5.2号炬口納線ほか3路線の変更)

【議案の説明】

炬口納線は、洲本川沿いに広がる市街地を東西に結ぶ幹線道路として計画された路線である。

このうち、洲本由良線との交差点から洲本橋線との交差点までの未整備区間については、その位置付けが洲本川堤防を活用して整備される散策路の役割を持った道路に変化しており、また、北側に並行して国道28号のバイパスである国道線の整備が進められている。これらの状況を踏まえ、未整備区間の必要性を検証した結果、求められていた機能は周辺道路で確保されていることから、この未整備区間を廃止することとし、起点を洲本橋線との交差点に変更するとともに、名称を塩屋納線に変更する。

これに伴い、洲本由良線との交差点から国道線との交差点に至る区間については、海岸部を南北に結ぶ主要な幹線道路である洲本由良線に編入することとし、洲本由良線の起点を国道線との交差点に変更する。

洲本橋線は、塩屋納線との交差点を起点とし物部曲田塩屋線を経て中央線との交差点に至る南北方向の幹線道路である。

このたび、洲本川激甚災害対策特別緊急事業により、洲本橋線の洲本橋の架橋位置を上流側

に変更するとともに、交差点部において塩屋納線の一部区域を変更する。

また、洲本橋線と物部曲田塩屋線が接続する付近においては、大規模工場が立地していたが、近年の大規模商業施設の建設に合わせて、歩行者等の安全確保を目的に自転車歩行者道が整備されていることから、これらの整合を図ることとし、洲本橋線及び物部曲田塩屋線の一部区域を変更する。

[概要]

- | | | | | |
|----------|---------|--------------|-------------|-------------------|
| 3.5.2号 | 塩屋納線 | 幅員 12m (2車線) | 延長 約 4,890m | (起点、一部区域、名称の変更) |
| 3.5.330号 | 洲本由良線 | 幅員 14m (2車線) | 延長 約 5,050m | (起点、幅員、名称の変更) |
| 3.5.334号 | 物部曲田塩屋線 | 幅員 12m (2車線) | 延長 約 3,410m | (一部区域の変更) |
| 3.5.335号 | 洲本橋線 | 幅員 12m (2車線) | 延長 約 700m | (起点、一部線形、一部区域の変更) |

【主な意見等】

委員から、河川改修に係る住民との補償問題の状況について質問があり、今後も住民意見を反映し安全でスムーズに事業を進めるようにとの意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

○第5号議案：ごみ焼却場(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置について(姫路市)

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である姫路市が、県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

敷地の位置は、山陽電鉄飾磨駅から南へ約3kmに位置する工業専用地域であり、周辺は工場等が立地している。

本案件は、埋立てごみの低減と最終処分場の延命に貢献するため、中間処理施設である焼却施設を設置するものである。

[概要]

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ①位置 | : 姫路市飾磨区中島 |
| ②面積 | : 約 23,000 m ² |
| ③処理施設及び処理能力 | : 焼却施設 |
| | 汚泥 42.89 m ³ /日 |
| | 廃油 48.15 m ³ /日 |
| | 廃プラスチック類 53.86t/日 |
| | その他産業廃棄物 90.62t/日 |

【主な意見等】

- ・ 委員から、搬入される産業廃棄物の内容、当該地域における処理施設数等について質問があった。
- ・ 委員から、当該地域はごみ処理施設が集積しており、地元から処理施設の増設に反対する旨の決議書が市へ提出されていることから反対するとの意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

.....

4. お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
都市行政係 078-362-3587

※ この審議会の会議資料は、兵庫県中央県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、12月上旬頃には同センターにおいて閲覧する予定です。